

資源管理基本方針の一部を変更する告示案についての意見・情報の募集について

令和8年10月

水産庁

第1 今回の変更事項

「別紙2－50 まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源）」
における漁獲可能量の配分の基準等の変更について

第2 今後のスケジュール

令和8年10月9日から11月7日まで：パブリックコメントの実施

令和8年11月上旬：水産政策審議会に諮問

令和8年11月下旬から12月上旬：官報掲載

令和9年1月1日：施行

「別紙２－50 まだい日本海西部・東シナ海系群（ステップアップ管理対象資源）」における漁獲可能量の配分の基準等の変更について

1 変更の趣旨

- （１）特定水産資源であるまだい日本海西部・東シナ海系群については、令和７年１月から資源管理基本方針第１の（５）の①に定めるステップ１（漁業者による漁業法第３０条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階）の取組が行われている。
- （２）令和９年１月１日から、資源管理基本方針第１の（５）の②に定めるステップ２（ステップ１の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第１５条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階）に移行するにあたり、まだい日本海西部・東シナ海系群の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙２－50」について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。